平成２６年（フ）第７２号
名古屋市北区柳原１丁目12番８号
債務者　佐藤　昭治
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
兵庫県姫路市田寺５丁目３番60―102号　クラウンハイツジュエル
債務者　五島美津子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２号
北海道苫小牧市美原町３丁目16番25号
債務者　横溝　太一
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１８号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目11番７号　クロービスフク203
債務者　河本　弘明
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
山形県西置賜郡白鷹町大字菖蒲1673番地の１
債務者　奥山　英彰
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３４号
福島県東白川郡塙町大字大蕨字橋本50番地
債務者　鈴木　俊政
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第７号
群馬県桐生市東久方町３丁目３番47号
債務者　須永　勝美
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１８３号
千葉県市原市姉崎822番地９
債務者　鈴木　春美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２００号
千葉県市川市宝１丁目17番17号
債務者　高木　　進
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１３号
千葉県船橋市高根台３丁目２番176棟201号
債務者　満井　宗昭
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
千葉県館山市北条1264番４、住民票上の住所千葉県館山市高井906番地の４
債務者　根津　忠男
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１２９号
長野県上田市上田原831番地　上田原第２団地19号、住民票上の表示長野県上田市上田原831番地　市住19号
債務者　加藤　杉男
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１７０号
長野県小県郡長和町古町2977番地55
債務者　野村　太神
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１７６号
長野県上田市国分617番地１
債務者　飯塚　政子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１７８号
長野県千曲市大字桑原1407番地
債務者　中澤　将之
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４号
長野県岡谷市川岸中３丁目５番10号
債務者　小池　　元
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４５３号
岐阜県羽島郡岐南町徳田４丁目３番地　ビバリーヒルズⅠ206号
債務者　谷川　美貴
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所